

福岡県公報

平成17年4月25日
第2380号

目次

告示(第873号-第887号)

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	……………	1
○障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者就業・生活支援センターの変更の届出	(新雇用開発課)	……………	1
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	……………	2
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	……………	2
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	……………	2
○生活保護法に基づく介護機関の指定の取消し	(監査保護課)	……………	3
○町の字の区域の変更	(地方課)	……………	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	……………	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	……………	3
○県営土地改良事業計画の決定	(農地計画課)	……………	3
○町の字の区域の変更	(地方課)	……………	4
○保安施設地区予定地に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	……………	4
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	……………	6
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	……………	6
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	……………	7
福岡県有明海区漁業調整委員会			
○漁業法に基づく公聴会の開催	(漁政課)	……………	7

告示

福岡県告示第873号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成17年4月25日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
朝倉郡筑前町依井字ツミタ499番1、499番2、501番3、502番1、502番2、504番2及び511番3から511番5まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者名
甘木市大字一ツ木1148番地の1
ナチュラル株式会社 代表取締役 森 信

福岡県告示第874号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第33条の規定に基づき、同法第34条に規定する業務を行う者として指定した障害者就業・生活支援センターについて、変更の届出があったので、同法第35条において準用する同法第27条第4項の規定により次のとおり公示する。

平成17年4月25日

福岡県知事 麻生 渡

- 障害者就業・生活支援センターの名称及び住所
 - 名称
社会福祉法人上横山保育会
障害者就業・生活支援センター「デュナミス」
 - 住所
八女郡上陽町大字上横山4001番地
- 当該障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地

変 更 前	変 更 後	変更の時期
八女郡上陽町大字上横山4001番地	八女郡広川町大字新代1110番地グ ランセラノ 1階A号室	17・4・18

福岡県告示第875号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び飯塚商工事務所において縦覧に供する。

平成17年4月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 アーガス糯店
- (2) 所在地 田川市大字糯字和田2322番の1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第876号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び飯塚商工事務所において縦覧に供する。

平成17年4月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 スーパーセンタートライアル飯塚店
- (2) 所在地 飯塚市大字徳前字一丁田2番5 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
意見なし
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
意見なし
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
意見なし
- (4) 騒音の発生に係る事項
意見なし
- (5) 廃棄物に係る事項等
意見なし
- (6) 街並みづくり等への配慮等
意見なし
- (7) その他
上記の項目に該当しない意見があります。

福岡県告示第877号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成17年4月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 第2グリーンプラザビル
- (2) 所在地 春日市下白水南1丁目1番

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第878号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第2項の規定に基づき、指定介護機関の指定を取り消したので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年4月25日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定の取消年月日
田川居54	有限会社田川介護サービス	田川郡川崎町大字池尻355番地の14	17・4・15

福岡県告示第879号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、添田町長から添田町の字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、県営榊田落合地区土地改良事業に伴う換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成17年4月25日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県告示第880号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年4月25日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田川	添田線	田川郡添田町大字中元寺154番3先から同郡同町大字中元寺366番3先まで				

田川	県道	添田線 小石原	前	田川郡添田町大字中元寺154番3先から同郡同町大字中元寺366番3先まで	3.6 ～ 48.5	361.5
			後	同上	3.6 ～ 44.6	
			後	同上	9.0 ～ 47.5	400.0

福岡県告示第881号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年4月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年4月25日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
田川	添田線 小石原	田川郡添田町大字中元寺154番3先から同郡同町大字中元寺366番3先まで

福岡県告示第882号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成17年4月25日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営椎田地区土地改良（暗渠排水）事業計画書の写し	平成17年4月25日から 平成17年5月27日まで	椎田町役場

福岡県告示第883号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、若宮町長から若宮町の字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、山口地区（弥ヶ谷換地区）土地改良事業に伴う換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成17年4月25日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県告示第884号

農林水産大臣から、次のように保安施設地区の指定をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第44条において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年4月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安施設地区予定地の所在場所

- (1) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱10号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
福岡市早良区大字椎原字ケイセイ原356の1、字フクノタケ358の27
- (2) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱12号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
福岡市早良区大字椎原字ケイセイ原356の1、字フクノタケ356の9、358の27、358の49、358の52
- (3) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱10号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
大野城市大字牛頸667の41、667の98

- (4) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
大野城市大字牛頸667の118、667の120
- (5) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱11号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
大野城市大字牛頸2181の23、2181の30、2181の32、2181の23地先（次の図に示す部分に限る。）
- (6) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
大野城市大字乙金618の12
- (7) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
宗像市田島1362、1363
- (8) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱18号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱18号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
前原市大字川原字山神991の31、1032、1034、1034地先（次の図に示す部分に限る。）
- (9) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
前原市大字長野字芽葉山45、51、字池188、193の2、194
- (10) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
筑紫郡那珂川町大字上梶原字地別当852の1、852の1地先（次の図に示す部分に限る。）
- (11) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱10号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
筑紫郡那珂川町大字上梶原字中ノ瀬943の1、943の10、943の11、943の13
- (12) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱11号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

糟屋郡須恵町大字佐谷字水上7の3、7の24、7の27、字中島1595、1596

- (13) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

糟屋郡須恵町大字佐谷字観音谷610の1、617、618の1

- (14) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

糟屋郡久山町大字猪野字東河内256の1

- (15) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

糟屋郡久山町大字猪野字黒河1529の6

- (16) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

朝倉郡宝珠山村大字福井字小松1672の2

- (17) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

北九州市小倉南区大字木下字小屋ヶ谷449の1、字西ノ奥545の1

- (18) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）及び標柱6号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱6号と標柱9号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

北九州市小倉南区大字貫字下畑1960

- (19) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

北九州市八幡東区大字尾倉字平原1463

- (20) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

北九州市八幡西区平尾町994の1

- (21) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱11号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

飯塚市大字明星寺字小石ヶ浦1083の58、1094の1、1096の1、1100

- (22) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

田川市大字猪国字岩原3182、3183

- (23) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱13号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

嘉穂郡穂波町大字舍利蔵字有谷1666、1670、1689

- (24) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

嘉穂郡庄内町大字元吉字タラ山101の38、字九郎原767

- (25) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）及び標柱9号から標柱15号までを順次結んだ線及び標柱9号と標柱15号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

田川郡香春町大字柿下字平原1448の4

- (26) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

田川郡赤村大字内田字サツタリ1334、字猪喰立石1333の1

- (27) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱11号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

八女郡矢部村大字北矢部字宮ノ尾10453、10456、10457、字西迫10444の1

- (28) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱16号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱16号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

豊前市大字川内1452の1、1452の10、1452の11、1452の16、1452の16地先（次の図に示す部分に限る。）

- (29) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

京都郡犀川町大字帆柱667

- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

4 指定の有効期間

三年

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第885号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年4月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年3月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人発明商品化協会

(2) 代表者の氏名

三吉 秀征

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区今川一丁目22番6号 ライガ内

(4) 定款に記載された目的

この法人はすべての個人、団体及び法人に対して、発明やアイデアを商品化するために各種の勉強会、相談会、情報提供サービス等を行い、個人や法人の交流会で人的財産を作り、発表会で発明品を売り込む力をつける等の活動を行う。特許、商標、著作物等、知的財産の権利化を促進し、その知的財産の商品化及び事業化を図る活動に積極的に取り組むことで、社会教育の推進及び経済活動の活性化を図ることを目的とする。

福岡県告示第886号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年4月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年3月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人日本コンプライアンス評価機構

(2) 代表者の氏名

加藤 敬介

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区舞鶴一丁目1番4号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、一般市民や個人情報取扱事業者等に対して、個人情報の取扱いに関する相談や苦情の解決、個人情報保護監査の支援といった個人情報の保護に関する事業を行うことによって、個人情報保護に対応するプロセスの向上に寄与し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第887号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年4月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年4月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人福岡県建設技能教習センター

(2) 代表者の氏名

西山 徹

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市南区清水一丁目22番9号 福建労会館内

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く労働者等に対して、労働現場における安全衛生の知識及び技能の付与を行うための事業を行い、職業能力の開発・向上及び安全衛生の確保に寄与することを目的とする。

福岡県有明海区漁業調整委員会**公告**

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定に基づき、区画漁業の漁場計画に係る利害関係人の意見を聴取するため、次のとおり公聴会を開催することを公示する。

平成17年4月25日

福岡県有明海区漁業調整委員会

会 長 小 原 博 義

開催日時	開催場所	案 件
平成17年5月10日 13時30分	福岡県柳川市三橋町大字高畑 字南新町271 福岡県有明海水産会館講堂	1、農林水産大臣管轄漁場における区 間漁業の漁場計画について 2、福岡県有明海区における区画漁業 の漁場計画について

平成17年4月25日 月曜日

福岡県公報

第2380号

8

発行 福岡市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売印刷 福岡市東区箱崎六丁目六番四二号
株式会社 川島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)